

## 所在不明組合員の資格喪失による脱退手続きに関する公告

所在不明の組合員について「定款及び組合員規程」に基づき、組合員資格を喪失したものとみなします。

つきましては、農協法第 21 条第 1 項及び当 JA 定款第 19 条第 6 項の脱退事由に該当するため、脱退の手続きをとらせていただきますので、下記のとおり掲示いたします。

### 記

#### 1. 対象となる組合員

転居等による現住所の変更について、当 JA への届出がされておらず、出資配当金の振込先口座が解約されている組合員で、届出されている住所への訪問及び電話確認の調査を行った結果、所在が判明しない組合員が対象になります。

#### 2. 公告期間

令和 4 年 3 月 25 日（金）～令和 4 年 5 月 31 日（火）

#### 3. 対象組合員のお問い合わせ方法

対象となる組合員と思われる方は、公告期間内に最寄りの支所へお問い合わせください。

#### 4. 出資金の取扱い

所在不明組合員の出資金は、請求権の時効（2 年）を経過した年度末まで未払金として管理を行い、本人からの払戻請求があった場合は、出資金をお返しします。

唐津農業協同組合